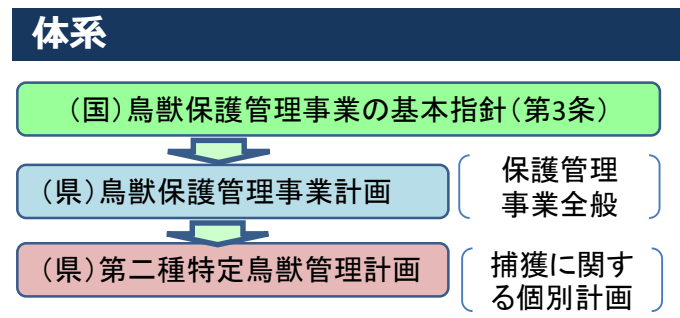


基本事項

- ◆計画の位置づけ
鳥獣の保護及び管理を図る事業を実施するため、
○鳥獣保護管理事業計画
○第二種特定鳥獣管理計画（二ホンジカ・イノシシ）を策定
（鳥獣保護管理法第4条第1項・第7条の2第1項）
- ◆計画期間 令和4年度から令和8年度までの5年間



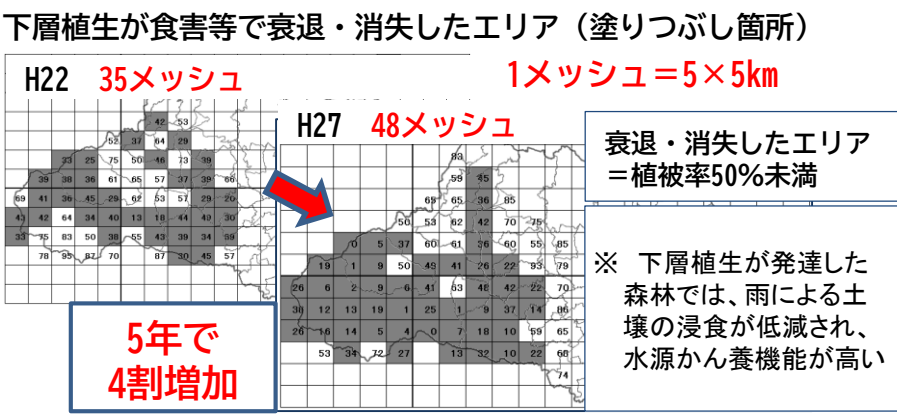
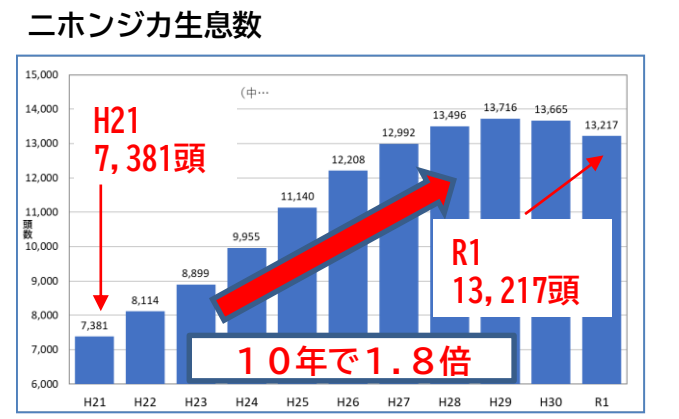
計画の概要

- ### 鳥獣保護管理事業計画
- ◆主な項目
 - 鳥獣保護区、特定猟具使用禁止区域等に関する事項
鳥獣保護区：鳥獣保護を目的に狩猟を禁止 県土の8%を指定
特定猟具使用禁止区域：危険予防のため銃等の使用を禁止 同55%を指定
 - 特定鳥獣の管理に関する事項
生態系・農林業に影響を与える二ホンジカ・イノシシの管理

現状

- 二ホンジカの急増
 - ・急速な生息数の増加（10年で1.8倍）
 - ・山地から丘陵地への生息地域の拡大

- ・農林業や生態系に深刻な被害
- ・R1年度シカ農業被害 1,344万円
- ・森林被害の拡大（下層植生の衰退・消失）



第二種特定鳥獣管理計画

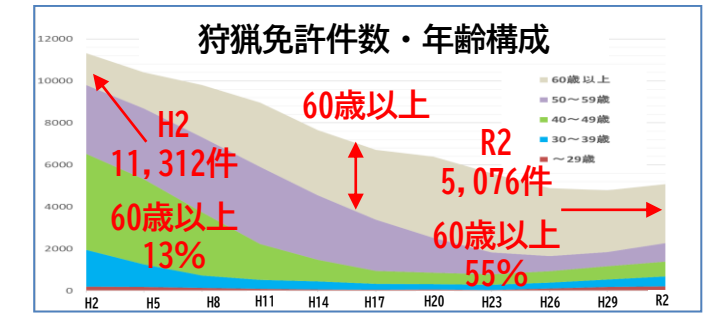
対象市町村の拡大（生息域の丘陵部への拡大に対応）

二ホンジカ 17→20市町村
滑川町・嵐山町・鳩山町

イノシシ 18→21市町村
滑川町・鳩山町・坂戸市

管理目標の強化等（生息数調査に基づく捕獲目標の設定）
二ホンジカ生息数13,000頭 捕獲目標 3,000→4,000頭/年
イノシシ 生息数 2,800頭 捕獲目標 新設→500~1500頭/年

- 狩猟者の減少と高齢化
狩猟者の役割：個体数の調整の担い手
 - ・狩猟、有害捕獲（市町村の依頼による）
 - ・過去30年間で狩猟免許件数が半分以下に減少（H2年度11,312件 → R2年度5,076件）
 - ・" で60歳以上の割合が4.2倍に増加（H2年度13% → R2年度55%）



- 狩猟者の免許、更新、人材育成に関する事項
 - ・狩猟免許試験の受験機会確保等（若い世代への配慮）
例・休日、夏季休暇時、複数日の開催（R3年5回）
 - ・狩猟者向け段階別研修の実施（技能の向上）
例・初心者研修：座学、捕獲鳥獣の解体の実演等
・共同捕獲研修：射撃場での演習、野外でのシカ狩、解体実施
- 鳥獣の捕獲及び鳥類の卵の採取等に許可に関する事項
 - ・錯誤捕獲防止、鳥獣への不要なダメージ防止を目的にくくり罠及びとらばさみの運用の厳格化
- その他の事項
 - ・住宅地等に鳥獣が出没した時の対応方針、関係機関との連携